

「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則試案」に対する意見の募集の結果について

警察庁は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月13日法律第31号。以下「法」という。）の改正による第8条の2に基づく国家公安委員会規則の制定に当たり、平成16年10月8日（金）から同月27日（水）までの間、「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則試案」に対する意見の募集を行いました。

1 意見の総数

69件（35通）うち本件に関するもの48件。

1通につき複数の意見が記載されている場合は、それぞれを1件と計上しました。

2 規則試案全般に関する意見

いただいたご意見	警察庁の考え方
警察による援助制度を是非実施してもらいたい（安心感がある）。	今回の法改正による第8条の2において、配偶者からの暴力を受けている者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、被害の発生を防止するために必要な援助を行うこととされたことから、この国家公安委員会規則を制定するものです。
配偶者からの暴力の予防のための援助であればあり得る。	
「援助」というものは本来の警察の職務ではないと考える。	

3 規則試案の内容に関する意見

(1) 試案で提示した援助項目に関すること

いただいたご意見	警察庁の考え方
被害防止交渉（話し合い）の場としての警察施設の提供により、暴力の再発のない復縁が可能になるケースが増えると期待している。	警察としては、配偶者からの暴力事案については、被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙、指導・警告その他の適切な措置を講じることとしております。 「被害防止交渉」に係る援助については、特に同居中など交渉によって改善が期待できるような場合がみられることから、そのような場合に話し合いを希望する被害者が安全な環境で交渉に臨むことができるようにするためのものであり、被害者からの援助の申出があり、その申出が相当と認められるときに実施することとするものです。 したがって、この規則によらずに警察が積極的に交渉を勧奨するものではありません。
被害者は、加害者との話し合いにより問題を解決することは望んでいないが、警察に勧められれば断れなくなるおそれがある。	
問題の解決の原則は、被害者と加害者を分離することであり、被害防止交渉では被害を防止することはできない。	
加害者と被害者が直接交渉することによって、逆恨み、交渉後の待伏せ等さらに危険な事態に発展するおそれがあることから削除すべきである。	
規則試案(4)の「その他申出に係る配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために相当と認められる援助」から「自ら」を削除する。	

(2) 援助申出書に関すること

いただいたご意見	警察庁の考え方
書面による申出が必要なのか。また、電話（口頭）では無理なのか。	援助の申出に当たっては、被害者の要望する援助内容を把握し、かつ、その意思を客観的に確認するため、申出書の提出を求めていることとしておりますが、申出書の提出がない場合に援助を行わないということではありません。
申出書における援助の記載内容を選択式にすることは効果的である。	援助申出書には、規則に規定する援助措置の内容をあらかじめ記載し、それを選択する方法をとることとしています。
選択肢は、受けたい援助の内容を具体的に記載してもらいたい。	

(3) 追加すべき援助項目に関すること

いただいたご意見	警察庁の考え方
子どもの保護を明文化するなど、子どもについては援助できないのか。	この規則は、被害者が自ら被害を防止するための援助を規定するものですので、子どもに対する防犯対策や児童虐待防止のための措置等は、他の法令の規定に基づき実施することとなります。
一時保護所のパトロールは規定できないか。	緊急時に110番通報することなどの防犯指導や保護命令制度の教示など、警察として当然行うべきものについては、この規則に規定するまでもなく、実施するものです。また、転居時に加害者が待ち受けているおそれがある場合の警戒や被害者及び子どもの居所の警戒などは、刑罰法令に触れる行為の未然防止や捜査を行う場合に、その一環として実施することになります。
転居時の同行は規定できないか。	
保護命令前の安全対策は規定できないか。	被害者の親族、支援者等に対しては、いわゆるストーカー規制法の活用等による保護を推進しているところです。
「悪質な加害者への事情聞き取りと注意」を規定できないか。	警察においては、刑罰法令に触れる行為については、被害者の意思を踏まえ、検挙等の措置をとるほか、刑罰法令に触れない場合であっても、必要に応じて、加害者に対して指導警告等を行っております。
必要であれば逮捕・勾留・起訴のための方策を講じることを規定できないか。	被害者が被害を自ら防止するために申出をするか否かにかかわらず、事案に応じて、刑事訴訟法の規定に基づき逮捕等の措置をとることは当然のことであり、この規則に規定すべき事項ではありません。
夜中に駆け込んできた被害者を警察署で緊急一時保護することを規定できないか。	被害者が被害を自ら防止するために申出をするか否かに係わらず、応急の救護を必要とすると認められる場合には、適当な場所において一時保護を行うことは当然であり、この規則に規定すべき事項ではありません。

(4) 支援申出者の範囲に関すること

いただいたご意見	警察庁の考え方
被害者自らだけでなく、第三者の通報でも実施できないか。	この規則に規定する援助は、法第8条の2の規定により、被害者から援助の申出があり、かつ、当該申出が配偶者からの暴力を防止するために相当と認めるときに限り行うこととされているものです。